

情報セキュリティ基本方針

- 1. 目的** ジェイムズ株式会社（以下、「当社」という）は、当社の事業活動において取り扱う情報資産の保護を経営上の最重要課題の一つと認識しております。本基本方針は、当社の情報資産をあらゆる脅威から保護し、お客様ならびに社会からの信頼に応えるとともに、企業としての社会的責任を果たすことを目的とします。
- 2. 情報セキュリティの定義** 本方針において情報セキュリティとは、情報資産の「機密性」「完全性」「可用性」を確保し、維持することを指します。
 - **機密性 (Confidentiality):** 許可された者だけが情報にアクセスできること。
 - **完全性 (Integrity):** 情報が不正に改ざん、破壊されることなく、正確かつ完全であること。
 - **可用性 (Availability):** 許可された者が、必要なときにいつでも情報にアクセスできること。
- 3. 適用範囲** 本方針は、当社の管理下にある、事業活動に関わるすべての情報資産を対象とします。また、この情報資産を取り扱う当社の役員、従業員、契約社員、および当社の業務に携わる業務委託先の関係者すべてに適用します。
- 4. 管理体制の構築** 当社は、情報セキュリティを全社的に推進・管理するため、情報セキュリティ委員会を設置し、責任と権限を明確にします。これにより、迅速かつ効果的な情報セキュリティ対策を実施できる体制を構築します。
- 5. 情報資産の保護** 当社は、保有する情報資産をその重要性に応じて適切に分類し、リスクアセスメントを実施します。その上で、物理的、技術的、人的な観点から、不正アクセス、漏えい、改ざん、紛失、破壊などのリスクに対し、合理的かつ適切な安全管理措置を講じます。特に重要な情報資産については、リスク評価結果に基づき「情報資産分類・対策リスト」を作成し、多要素認証（MFA）の導入を含む、最新かつ最も適切な対策を講じます。
- 6. 法令等の遵守** 当社は、情報セキュリティに関する法令、国が定める指針、その他の社会的規範、ならびにお客様との契約上のセキュリティ義務を誠実に遵守します。
- 7. 教育・訓練の実施** 当社は、本方針の適用対象者に対し、情報セキュリティの重要性を認識させ、情報資産の適正な利用を行うために、必要かつ継続的な教育・訓練を実施します。

8. **情報セキュリティインシデントへの対応** 当社は、情報セキュリティに関する事故（インシデント）の発生予防に努めます。万一インシデントが発生した場合には、迅速に原因を究明し、被害を最小限に抑えるための適切な対応を行うとともに、再発防止策を講じます。
9. **継続的な改善** 当社は、本方針および関連規程が遵守されていることを定期的に監査・評価し、情報セキュリティを取り巻く環境の変化に対応するため、情報セキュリティ管理体制の継続的な見直しと改善に努めます。
10. **罰則** 本方針および関連規程に違反した者に対しては、当社の就業規則等に基づき、厳正な措置を講じます。

以上

制定日：2025年4月1日 最終改定日：2026年2月6日

ジェイムズ株式会社 代表取締役社長 森田淳一